

千葉県警察の監察に関する規程

〔平成12年3月31日〕
本部訓令第10号

[沿革] 平成19年2月本部訓令第2号改正

千葉県警察の監察に関する規程を次のように定める。

千葉県警察の監察に関する規程

第1章 総則

(根拠)

第1条 千葉県警察の監察については、この規定の定めるところによる。

(監察の目的)

第2条 監察は、警察官及びその他の職員(以下「警察職員」という。)を指導教養し、規律を確保するとともに民主的警察の理念の徹底を図り、併せて警察業務諸般の実態を把握し、警察の能率的な運営及びその規律の保持を図ることを目的とする。

(監察官)

第3条 監察事務を行うため、警務部監察官室に首席監察官兼監察官室長及び監察官を置く。

2 警察本部長(以下「本部長」という。)は、必要により、前項の監察官のほかに、県本部勤務の警視のうちから監察官を命ずることができる。

第2章 監察官の職務

(監察官の職務)

第4条 監察官は、第2条の目的を達成するため、次の事項について監察する。

- (1) 警察職員の服務規律に関する事項
- (2) 警察職員の監督及び教養に関する事項
- (3) 命令訓示の徹底状況に関する事項
- (4) 執行務の適否に関する事項
- (5) 業務の推進状況に関する事項
- (6) その他特に命ぜられた事項

(監察実施上の留意事項)

第5条 監察の職務に従事するものは、常に清廉潔白に身を持するとともに、職務の遂行に当たっては、いたずらに非違の摘発に終わることなく指導教養を旨としなければならない。

2 監察を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 厳正かつ公平を旨とすること。
- (2) 資料及び情報を十分に収集し、正確な事実の把握に努めること。
- (3) 関係者の人権に配慮すること。
- (4) 必要な限度を超えて関係者の業務に支障を及ぼさないよう注意すること。

(資料の提出等)

第6条 監察官は、所属長を経由して警察職員に監察上必要な資料の提出を命じ、又は指定した日時及び場所に出頭させ、説明を求めることができる。ただし、必要がある場合は、その所属長を経由しないで行うことができる。

(監察に対する協力)

第7条 所属長は、その所管事項に関する令達その他資料で監察上参考となるものは、監察官に連絡する等その職務に協力しなければならない。

第3章 監察実施計画、監察の種類及び実施

(監察実施計画)

第8条 監察を行うに当たっては、毎年度、監察を実施するための計画(以下「監察実施計画」という。)を作成しなければならない。

2 監察実施計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 監察の種類
- (2) 監察の実施項目
- (3) 監察の対象とする部署
- (4) 監察の時期

3 監察は、監察実施計画に従い、実施しなければならない。ただし、警察の能率的な運営又はその規律の保持のために特に必要があるときは、その都度、速やかに、実施しなければならない。

(監察の種類)

第9条 監察の種類は、総合監察、随時監察及び特別監察とする。

(総合監察)

第10条 総合監察は、署及び隊(課に置く隊を除く。以下この項において同じ。)における業務一般及びサービス一般並びに課(隊を除く。)におけるサービス一般について行うものとする。

2 総合監察は、あらかじめ実施計画を定めて部内に通達しておくものとする。

3 前項の計画には、おおむね次の事項を定めておくものとする。

- (1) 監察事項

- (2) 作成書類
- (3) 実施の要領
- (4) 期別実施予定所属
- (5) その他必要な事項

4 実施計画に基づいて、監察を実施するときは、日時その他必要事項を実施期日のおおむね20日前までに当該所属長に通知するものとする。

(随時監察及び特別監察)

第11条 随時監察は、必要な事項について随時行うものとする。

2 特別監察は、必要と認めるとき特定の事項について行うものとする。

3 監察官は、毎月下旬に翌月実施の随時監察及び特別監察について実施計画を作成しなければならない。

4 前項の計画は、あらかじめ関係部署の長に通達するものとする。ただし、監察事項により、あらかじめ通達することが不相当と認めるときはこの限りではない。

(総合監察実施後の措置)

第12条 総合監察が終了したときは、監察官はその結果を本部長に報告し、本部長は監察結果の講評を行った後、これを文書により当該所属長に通達するものとする。

2 前項の通達を受けた所属長は、速やかに必要な措置を講じ、その結果を本部長に報告しなければならない。

(随時監察及び特別監察実施後の措置)

第13条 随時監察及び特別監察実施後の措置については、前条の規定を準用する。

第4章 公安委員会への報告

(監察実施計画の報告)

第14条 本部長は、第8条に規定する監察実施計画を作成したときは、公安委員会に対し、速やかに、これを報告しなければならない。

(監察実施状況の報告)

第15条 本部長は、公安委員会に対し、四半期ごとに少なくとも1回、監察の実施状況を報告しなければならない。ただし、特に速やかに報告する必要なものについては、その都度、報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

(警察監察規定の廃止)

2 警察監察規定(昭和29年本部訓令第15号)は、廃止する。

附 則 (平成19年2月16日本部訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。